

今季のインフルエンザ



予防接種

のお知らせです

接種期間：平成30年10月1日～平成31年3月31日

注) ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間から約5か月とされています。各医療機関では期間内に計画的な接種をしていますので、早めにご自身で予約をして指示に従ってお受けください。

定期予防接種

《対象者》：インフルエンザの予防接種を希望する方で、接種日に次の年齢に達している方。

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 60歳以上65歳未満の方のうち、心臓・腎臓・呼吸器の病気で日常生活が極度に制限される程度の障害がある方と、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

《接種費用》：個人負担金 **1,000円** を医療機関の窓口でお支払ください。

※ 郡外の医療機関で接種を希望する方は保健センターまでご連絡ください。

任意予防接種補助

《対象者》： ◆ 接種日において、生後6か月～高校3年生相当年齢の方

◆ 妊婦の方

《補助額》：期間内に接種した費用の全額

(13歳以上の方は医師が特に必要と認める場合を除き、1回の接種です。)

《申請方法》：接種後に保健センターまたは六合支所まで申請にお越し下さい。

《申請に必要な物》：領収書・接種したことがわかるもの（予診票の写し又は接種済証又は母子手帳）・妊婦の方は母子手帳・認印・振込先の分かる書類（ゆうちょの場合は通帳をご持参ください）

※ 接種後は早めに申請をしてください。



お問い合わせ

中之条町保健センター (0279)75-8833
六合支所 (0279)95-3111

インフルエンザ予防接種は接種の義務はありません。ご本人（又は保護者）が希望する場合のみ受けてください。接種に際してはインフルエンザ予防接種を理解し、納得して頂いた上で予診票に署名をしてください。

【裏面もお読みください】